



### 第一次歲入歲出追加更正予算

昭和 入歳

科 目	前回までの 累 計	追 加更正 予 算 額	計	備考
3 使用料及手数料	17,184,251	53,600	17,237,851	
4 都支出金	26,240,021	81,095,516	107,335,537	
7 繰越金	1,000	63,573,634	63,574,634	
8 雜 収 入	41,935,926	894,788	42,830,714	
計	490,096,380	145,617,538	635,713,918	

五  
七

科 目	前回までの 累 計	追 加 予 算	更 正 額	計	備考
1 議 会 費	22,716,644	320,000	円	23,036,644	円
2 区役所費	162,124,456	9,833,706	171,958,162		
3 土 木 費	58,553,975	26,079,324	84,633,299		
4 教 育 費	166,428,213	105,290,549	271,718,762		
5 文化体育費	2,123,266	153,422	2,276,688		
6 民生事業費	12,593,257	1,995,745	14,589,002		
7 産業経済費	3,723,493	331,664	4,055,157		
8 地方振興費	2,873,310	244,220	3,117,530		
9 運 奉 費	3,588,912	20,100	3,609,012		
10 統計調査費	119,570	290,645	410,215		
12 徴 税 費	8,961,953	168,000	9,129,953		
13 戸 籍 費	972,815	333,290	1,306,105		
14 住民登録費	985,855	90,973	1,076,828		
16 諸 支 出 金	32,208,814	465,900	32,674,714		

本区では昭和三十一年度生業資金の貸付を左記のような基準により行う事になり去る八月六日よりその申込を受付けております。希望者で未だ申込をしていない方は早急に区役所民生課へお申込み下さい。

◎一、借受人の資格

生活にお困りの人又は現在生活保護法の適用を受けている人で次の要件をそなえ

(一) 区内に一年以上引続いて居住し、主としてこの貸付金による職業によつて生計をたてる人。

(二) 事業計画が具体的且つ実際的に直ちに事業が開始出来ること又は現に事業を営んでいること。

(三) 住民税を完納していること、但し法令により課税されなかつた者はこの

○二、貸付金の限度及貸付期間を返済してみると

一世帯参円万円、貸付期間は二ヶ年以内（六ヶ月ずえ置期間を含む）

○三、利率及返済方法

日歩二錢五厘（すえ置期間無利子）月賦返済

○四、保証人

区内に引続き一年以上居住し一定の職業を有し

○六、申込書の裏面の注意書き  
よく御覧下さい。

○七、貸付の決定は調査を行  
い貸付審査委員会に諮  
つて決定いたします。  
申込用紙は民生課で差し  
げます。

○五、申込期間は昭和三十一  
年八月六日から同年八月  
十七日まで

○六、他の保証していないこと

七月天日  
三日三十日二十七日

午 午 午 午 午 午 午 午 午 午  
後 前 後 前 後 二 三 一 時 時 時 二  
一 二 一 二 〇 三 二 一 時 時 時 二  
時 時 時 時 時 時 時 時 時 時

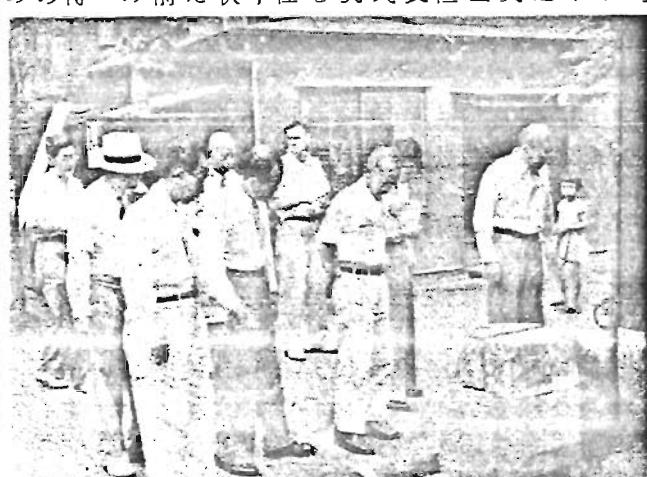
長椎高 長池堀池高 雜日 西  
名之田 司出 築  
崎町松 崎袋内袋町 谷町 鶴  
四二四三 三四二四三

大山大飯並田米能東青相宮龜山足  
八九七九六三二五四一

類口野塚木安山川郷房川本立  
幸正幾右徳健武昌隆信秀次  
之太爾太三  
夫助藏完郎門三吉人郎邦義一郎

モモ警モ多モ多モモ警モ警モ多  
デテ デ テデ デデ デ デ  
ルル戒ル発ルル発ルル戒ル戒ル発

今回豊島区に区内全域に亘り夏期衛生強調運動を今後の衛生対策の資料に資するため昭和三十一年度衛生指定地区の視察を実施した。なお当日は区側より区長助役土木課長、自治振興課長、民生病課長並びに奥保係職員が参加して地元衛生責任者と共に炎天下の町の衛生現状を具に見聞した。



衛生豊島の躍進  
指定地区の観察



# 区民税の納期と 納税貯蓄組合

酷い暑さの折柄先づもつて納税者各位の御健康をお祈り申上げると共に納税に対する平素の御協力を衷心より感謝いたします。さて今月は区民税の第二期の納期でありますから既に徵稅令書を受取られた方はその令書で納めていただき、まだ徵稅令書を受取っていない方のうち課稅上八月十五日前後に徵稅令書を発送いたしましたからその令書で八月卅一日の納期までに納入するよう御協力を切望いたします。

納税者の皆様の立場につてみますと六月に第一期分を納めてやれ一安心としたところ又今納期が訪づ。稅務署は勿論、稅務事務所なりますので、その間國稅、都稅、と大變のことと思われますが、なんといつても区民税は区の歳入予算の大部分を占めており納稅の良否が懸つて区の事務事業の執行に影響を及ぶことになりますので飽までも納稅者の皆さんのおかれてわ夫々の御計画の基に納税してい

ただいておることと思いますがこの機会に、納税者の皆さんに御勧めしておる納税貯蓄組合の設立と既成組合の現況の一端を参考に御知らせいたいと願います。本区には

現在八十四の納税貯蓄組合があります。而して全納税者が夫々の組合に加入し納税貯蓄組合の眞の目的が達成せられるよう区民税第二期の納期のお知らせを兼ね併せお願ひ旁々御掲しております。組合の設立の時期は前後しているけれども何れの組合も各組合員の組合の納稅額を概算しその額を日掛戸掛けで貯蓄しておき国税、都税、区税の各納期毎に納付する方法で案外容易に完

がつております。去る七月廿六日には既成組合の連合会が

各組合の連絡を緊密ならしめ、今後より以上に内容の充実を図る等その効果が期待されております。

納税貯蓄組合は主として個人店舗の商店経営上の諸問題について臨店診断を実施いたしました。

診断後は各店主と診断員による質疑応答が活潑に行はれました。

今後の商業振興に大いに寄与する所がありました。なおこの診断は毎年行はれ多大の成果をあげるものであります。

なを期日、講師、診断店舗記

午前九時三〇分より午後五時まで

東京都商工指導所 診断員 林喜代次氏

豊島区商工相談員 織田太郎氏

一、診断商店街及商店数

(1)要町三丁目商店会

(2)要町新栄会

(3)池袋西口商店会

(4)椎名町広小路

(5)椎名町駅前商店会

二、午前九時三〇分より午後五時まで

野球 一位池袋中学校・庭球 男子一位長崎中学校・排球 女子一位駒込中学校

ド・区立中学校々庭に之の熱

ド・区立中学校々庭に之の熱